



愛知地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

愛知労働局一般公示 第 70 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、「愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」及び「愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金」の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、愛知県の区域内で、「製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業」及び「輸送用機械器具製造業」を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、別紙「愛知地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 8 年 8 月 5 日

愛知労働局長 久知良 俊二

愛知地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、愛知県の区域内で、「製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業」及び「輸送用機械器具製造業」を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、愛知県の区域内で、「製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業」及び「輸送用機械器具製造業」を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和 8 年 8 月 19 日

(3) 推薦書の提出先

愛知労働局 労働基準部 賃金課

（名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館）

様 式

令和 年 月 日

愛知労働局長 殿

推薦者（代表）
住 所
氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

愛知地方最低賃金審議会専門部会の 労働者代表委員
使用者代表委員 の候補

として、下記の者を内諾書添付の上、推薦します。

特定最低賃金名：

記

ふりがな 氏 名		生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳
現 住 所	(〒 -) 電話番号 () e - m a i l				
現 職 公職につ いても全 て記入し てくださ い。					
勤 務 先 所 在 地	(〒 -) 電話番号 () e - m a i l				
主な略歴					

内 諾 書

愛 知 労 働 局 長 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、愛知地方最低賃金審議会専門部会委員に任命されましたときには、就任
することを内諾します。